平成30年度佐賀県重複薬対策事業

一般社団法人佐賀県薬剤師会　医療保険委員会

〇江口佳徳　本田茂樹　宇都宮圭　高祖厚志　川内信幸　江原竜治　山口展昌　笹野寿基　坂本健治　高崎一　野田昭

Ⅰ.事業の概要

事業財源の一部に広域化等支援基金の運用益を活用し、県内の国保被保険者に係る重複薬、多剤服薬、併用禁忌対象者をレセプトデータより分析•抽出し通知を行い、かかりつけ薬局へ相談するし医療費適正化に繋げる。　佐賀県薬剤師会　周知委託事業

■重複投薬者等対象者

佐賀県の市町国保被保険者の直近3か月分(平成30年2月～4月（1回目）、6月～8月（2回目））の医科・調剤レセプトより、以下の対象者を抽出。

■抽出条件

* 重複服薬:３か月間に２回以上、１か月の間に同一の薬効の医薬品を、複数の医療機関で処方されている。
* 多剤服薬:３か月間に２回以上、１か月の間に複数の医療機関で、医薬品が計１２種類以上となる処方がされている。
* 併用禁忌: 処方された医薬品に併用禁忌となる組み合わせがある。

Ⅱ.事業結果

* 勧奨対象者・比較対象者の一人あたり医薬品数の変化

勧奨対象者・比較対象者の医薬品数の変化は、勧奨対象者が全体で1.5種類減少したのに対して、比較対象者は0.2種類増加した。（実質的効果は1.7種類）

第１回勧奨の実質的効果が3.6種類であったため、第２回目の勧奨効果は相対的に小さかったと言える。（勧奨候補でありながら対象外とした対象者の影響が考えられる）

* 勧奨対象者・比較対象者の一人あたり医薬品金額の変化

勧奨対象者・比較対象者の医薬品金額の変化は、勧奨対象者が全体で2,448円減少したのに対して、比較対象者は383円増加している。（実質的効果は2,831円）第１回勧奨の実質的効果が4,024円であったため、第２回目の勧奨効果は相対的に小さかったと言える。（勧奨候補でありながら対象外とした対象者の影響が考えられる）

Ⅲ.考察

１医療機関多剤投与者について

* 平成30年度は事業対象としていないいが、長期にわたって処方を受けている方が多い。
* 主な疾患として、精神疾患・生活習慣病が多く、全体の９５％を占めている。